

原子力発第10200号
平成22年11月15日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

供用期間中検査の適切な実施に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、供用期間中検査の適切な実施に関して、平成22年11月15日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

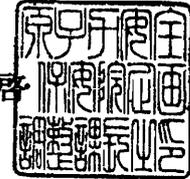
敬 具

経 済 産 業 省

22 原 企 課 第 122 号
平成 22 年 11 月 15 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓



原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也

供用期間中検査の適切な実施について (指示)

原子力安全・保安院は、別添 (NISA-163b-10-2) のとおり、対応を
求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の措置を講じられるようお
願いいたします。

経 済 産 業 省

22 原 企 課 第 122 号
平成 22 年 11 月 15 日

供用期間中検査の適切な実施について（指示）

原子力安全・保安院企画調整課

原子力安全・保安院原子力発電検査課
NISA-163b-10-2

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 22 年 7 月に日本原子力発電株式会社から同社の敦賀発電所 1 号機において供用期間中検査の計画に反映されていない溶接箇所があることが判明した旨の報告を受けました。これを受けて、当院は、他の原子炉を設置する電気事業者（以下「電気事業者」という。）に対し、同様の事案について確認するよう指示を行い、その結果、他の電気事業者において同様の溶接箇所がある旨の報告を受けました。

当院が、提出された報告内容を検討した結果、共通的な要因として、電気事業者と調達先である製造事業者との間で溶接箇所の有無に係る設計情報が十分共有されていなかったものがあったこと、供用期間中検査を規定する社団法人日本機械学会の維持規格の改訂に対して、その改訂内容を供用期間中検査の計画に反映できていなかったものがあったこと、現場の溶接箇所の確認が十分でなかったものがあったことが明らかになりました。

当院は、供用期間中検査が適切に実施されていなかった事案を踏まえ、貴社に対して、下記の事項について検証を行うよう求めます。

記

- 1．電気事業者と調達先である製造事業者との間で溶接箇所に係る設計情報を十分共有し、供用期間中検査の計画に確実に反映できる体制となっているか
- 2．供用期間中検査を規定する社団法人日本機械学会の維持規格の改訂が行われた場合には、その改訂内容を電気事業者内の関係部署において共有し、改訂内容が供用期間中検査の計画に確実に反映させる体制となっているか
- 3．供用期間中検査の計画にある検査対象箇所と現場の設備における溶接箇所との不整合が生じないよう確認する体制となっているか